

第9回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時：令和3年5月24日（月）16:00～18:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

（政府）河野大臣、藤井副大臣、田和審議官

（事務局）山田参事官

（ヒアリング）

<①：風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用（フォローアップ）>
農林水産省 林野庁長官 本郷 浩二

<②：水循環政策における再生可能エネルギーの導入の促進について>

内閣官房 水循環政策本部事務局 事務局長 若林伸幸

審議官 森田健児

参事官 藤川眞行、竹島睦、熊谷和哉、豊輝久、
廣瀬昌由、筒井誠二、塩手能景

国土交通省 水管理国土保全局 局長 井上智夫

次長 塩見英之

水管理・国土保全局水政課 課長 松原英憲

水管理・国土保全局河川環境課 課長 内藤正彦

水管理・国土保全局治水課 課長 藤巻浩之

道路局 路政課 課長 高山泰

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長 森本将史

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 課長 田上博道

全国小水力利用推進協議会 事務局長 中島大

<③：再生可能エネルギーの最優先の原則の障害となる規制・制度について>

4. 議題：

（開会）

① 風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用（フォローアップ）

② 水循環政策における再生可能エネルギーの導入の促進について

③ 再生可能エネルギーの最優先の原則の障害となる規制・制度について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから第9回「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。また、本タスクフォースは内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は河野大臣、藤井副大臣にも御出席いただいております。

河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 今日「風力発電、地熱発電の森林の有効活用に関するフォローアップ」と、新しいテーマとして「水循環政策における再生可能エネルギーの導入の促進」を取り上げます。

今日は政府側も多くの皆さんに御参加いただきまして、ありがとうございます。

天然のエネルギー資源に乏しい日本において、水を活用した水力発電というのは非常に貴重な純国産エネルギーです。

しかし、水力発電の設備容量は残念ながら横ばいで、2030年の導入目標の達成もかなり厳しいのではないかと思います。

地球温暖化による気候変動の影響で自然災害の激甚化、頻発化というのが起きていて、治水も非常に重要性を増してきているわけですが、その原因となっている温室効果ガスの削減というものをやらなければ、温暖化と災害の激甚化を止めることができないわけで、治水と再生可能エネルギーの導入の両立というのが大前提なのだろうと思います。その上で、純国産エネルギーとしての水力発電の最大限の拡大というのは非常に重要ではないかと思っております。

菅総理がよく言われているように、ダムの目的によって何ができる、何ができないというのがあって、それが災害の対応にも影響していたということがありましたけれども、水は水利権をはじめ、いろいろと細かく分けられています。もうそんなことを言われる状況ではないのだろうと思います。農業用水、工業用水、上下水道、河川、様々な水資源を最大限活用して、小水力発電ですとか、それこそため池を活用した水上太陽光発電といったものがございます。

ぜひ、2030年の新たな温室効果ガス削減の目標、あるいは2050年のカーボンニュートラルの実現という大きな政策転換が行われたということですから、これまでの制度の延長線ではなく、非連続的な対応が必要になってくると思いますので、大前提ががらっと変わったということで、審議をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日御発言される方は、マイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにさせていただくよう申し上げます。

出席者はカメラをオンでお願いします。

ハウリングを避けるために、イヤホンの使用に御協力ください。

それでは、本日の1つ目の議題「森林の有効活用」について、林野庁から10分以内でフォローアップの説明をお願いいたします。

○農林水産省（本郷長官） 林野庁長官の本郷でございます。今日はよろしく願いいたします。

3月23日の第6回タスクフォースでいただいた御意見を踏まえた森林に関する検討状況につきまして、資料1-1により報告いたします。

1ページ目に内容をまとめておりますので、こちらで御説明します。

まず、上段にあります「対応の方針」といたしまして、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく観点から、風力・地熱発電などエネルギー資源の賦存状況により、国有林野が適地である場合はその管理経営と両立できることを確認しつつ、また、立地が保安林である場合は防災施設の設置などにより公益的機能を維持しつつ、手続の簡素化・明確化・透明化によりその迅速化を図ることといたします。

具体的な対応といたしまして、その下に「主な対応の内容」として整理しております。

①でございますが、今申し上げた「対応の方針」のほか、事務の迅速化や基準の明確化といったことを通じて、再生可能エネルギー利用促進に取り組む考え方を森林・林業基本計画に示す考えでございます。

また、農林水産省がつくる農山漁村全体としての数値目標と併せて、森林分野に係る数値目標を示す方向で、エネルギー基本計画策定と並行して検討いたします。

②でございますが、国有林野の貸付け等に係る手続の迅速化に向けて、事前相談について任意の手続であることを既に周知いたしました。また、手続の明確化、簡素化に資するよう、簡素化することができる書類や他の手続と共用可能な書類などについて、精査・検討した上で詳細なマニュアルを作成・周知いたします。

時間的事情、これはFITの一般認定の期限が迫る場合などが該当しますが、やむを得ない事由がある場合には、環境アセスメントの準備書の大臣勧告で国有林野の貸付け等の審査を開始できるなどの、保安林解除の予定告示の時点で契約等の手続を進められるという並行審査が可能であること、貸付けの審査に係る国有林野管理審議会の柔軟な開催が可能であることについて周知いたしました。

緑の回廊に再生可能エネルギー施設を設置する場合の対応については、保護林管理委員会の柔軟な開催などについて周知をいたしました。

また、緑の回廊について、再生可能エネルギー施設の設置などに係る基準を明確化いたします。

農林水産省共通申請サービスの実装により、手続のデジタル化も推進してまいります。

③でございます。

保安林解除の事前相談について、事前相談が任意の手続であることや、手続内容等を明

確化するため、相談、申請事務の流れを再整理し、対象品目ごとの必要書類を明らかにし、周知いたします。

④でございます。

保安林解除事務の手続の迅速化や情報公開の改善・徹底について、風力・地熱発電の業界団体に協力を得つつ、事例の分析・整理を行い、保安林解除の基準の明確化や環境アセスメントなどの並行審査も含めて手続の流れ、必要書類、留意事項などを具体的に記載したマニュアルを作成・周知いたします。

また、保安林の解除要件に係る状況や関係通知類、マニュアルなどを一元的に閲覧できるように、林野庁ホームページに「保安林ポータル」というものを設けたいと思っております。それにより、これらの情報をまとめて掲載し、併せて手続のデジタル化を推進します。

⑤でございます。

保安林内の作業許可基準の解釈を整理・明確化し、その基準を踏まえ、個別事案に対して柔軟に対応できるように通知を発出いたします

2 ページ目、3 ページ目につきましては、今御説明いたしました再生可能エネルギー導入手続に関する対応方針について、いただいております御意見・御要望の対応方針という形で、具体的な内容、対応する時期についてまとめているところでございます。

また、別途配付いたしております資料1-2につきましては、今回は説明を省きますけれども、そのほかの情報公開や手続の迅速化の取組について対応してまいりたいと考えているという内容でございます。

林野庁からの報告は以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

委員の方からコメント、御質問等はございますでしょうか。

原委員、お願いします。

○原構成員 ありがとうございます。

林野庁さんには迅速で前向きな御検討をいただきまして、大変ありがとうございました。その上で2点申し上げたいと思います。

1点目は3月の会議の際にも申し上げたことですが、再エネの導入は林業の経営と両立し得るにとどまらないと思います。さらに、収益の確保、路網の整備といったことを通じて、林業経営にプラスになり得ると思います。目標設定については今後ということでしたが、ぜひ林野庁さんとしてさらに積極的、前向きな取組をお願いできればと思います。

2点目です。様々な手続、基準などについて明確化を進めていただくのは大変ありがたいことだと思います。ただ、明確化をした結果、従来どおりこれまでできなかったところはなかなかできませんということになっては困るわけでございます。積極的、前向きな再エネの導入に向けた明確化をぜひお願いできればと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかに委員の方からございますか。林野庁さんも今の御発言に対してよろしいですか。ありがとうございます。

最後に大臣、一言ございますでしょうか。

○河野大臣 林野庁、いろいろと御検討いただきましてありがとうございます。

あとは野心的な数値目標を設定していただくということだろうと思います。2030年までに温室効果ガスを46%あるいは50%の高みを目指すという方針もありますので、野心的な目標を設定していただきたいと思います。ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に2つ目の議題であります「水循環政策における再生可能エネルギーの導入の促進」について取り上げます。

まず、全国小水力利用推進協議会の中島事務局長様から説明を20分以内でお願いいたします。

○全国小水力利用推進協議会（中島氏） 皆さん、こんにちは。中島でございます。本日はお時間を頂戴しまして、大変ありがとうございます。

実は、河野大臣の前でこうやって水力の話をするのは10年ぶりぐらいかと思います。ちょうど10年前の2011年に、FIT法、固定価格買取法が国会で審議されていまして、8月頃だったと思いますが、当時野党だった自民党が政府案に対して修正案を出すということで、山本一太委員会というのがありまして、山本先生は今群馬県知事としてコロナ対策で奮闘しておられますが、あの委員会に呼ばれて、朝8時に自民党本部に伺いまして、水力の御説明をしたら目の前に河野先生がおられた。あれから10年たつのだなという状況かと思います。

早速本題に入りたいと思います。

御覧いただけますでしょうか。今日は「水力発電拡大のための制度改革提言」ということで、私は小水力ではありますが、ダム利用も含めて水力関係のお話をしたいと思います。

まず、ポテンシャル的なことなのですが、ここで導入可能性という数字が書いてありますが、これは目安というふうにお考えいただければと思います。経済性とかなり深く関わってくるので、現実的にはこの何倍もということもあるのですけれども、経済性がどこまで見込めるか、あるいは許容されるかによって大きく変わるので、イメージを書いています。ただ、冒頭で河野大臣から林野庁について野心的な目標をとという言葉があったので、野心的というには少し少ない数字かもしれません。

ちなみに今、日本の電力消費が総量で1兆キロワットアワーを少し切るぐらいで、水力は今800億ぐらいの量が供給されているかと思います。

今の表に整理した括弧つきの項目が6個ほどありますので、まずその内容を簡単に御説明します。

私は小水力で、しかも地域を重視するという立場でありまして、地域で主体的に小水力

開発をしていく。やはり水資源は地域との関わりが深いので、できれば地域の皆さんに開発していただきたいということで、最近私に関わっていてうまくいっている事例として山形県の例があります。

これはここに書いてあるとおり、砂防ダムについてのデータを整理するのに併せて水力発電に使えるように情報公開をするということがありまして、そのときに、県としてはもちろん地元企業に頑張ってほしいわけですが、情報公開については地元優先はできないということがありましたので、情報公開をした直後に勉強会をやれば、地元の自治体とか企業がすぐにその情報とその使い方について理解が進む。そうすれば、よそから入ってくる前に地元の開発が進むのではないかと考えてやってみまして、実際にこれがうまくいって、まだ運転開始までは水力は時間がかかりますけれども、今地元の企業が設計とか工事準備に入っているような案件がどんどん出てきています。

後でも出てきますけれども、地域の開発といったときに今何かと地元で迷惑をかけているので、よくないものはストップさせようということがありまして、もちろん必要なときはストップをかける必要があるのですけれども、むしろ望ましいものを促進するという観点で取り組むほうが世の中生産的なのかなと考えるところであります。

次に、「市町村計画」という言葉を入れました。最近、中央での政策で、市町村計画を要件に入れていくという流れがかなり出てきていると思っています。

例えば、市町村計画を認定するという仕組みで、数年前に農山漁村再エネ法というもので市町村計画認定しておりますけれども、現在審議に係る温対法の改正案でも市町村計画というのが入っています。

今し方林野庁のお話にもありましたけれども、国有林の貸付け要件について、地元の理解といった曖昧な言葉だったのですけれども、今年3月の通達改正ではっきりと市町村長の同意、または市町村計画という言葉を入れていただいて、より明確になったのかなと思っております。

法定計画とは別にそれぞれの自治体が条例を定めたりしているわけですが、私に関わった中でいうと、飯田市のいわゆる地域環境権条例と呼ばれている条例では、前のスライドでも申しましたとおり、問題のある再エネをストップするというのではなくて、住民団体の取組を市長が応援することによって住民主導の開発がどんどん入っていくという組立てで条例をつくってきています。

最後にはもちろん、乱開発は困るから止めてくれという条例も今あちこちでできていて、それが悪いというわけではないのですけれども、できればむしろ前向きの条例のほうが望ましいのかなと考えております。

次に、「稼げるインフラ」というキーワードを入れました。水力はそもそも水インフラと相性のいいものでして、冒頭の河野大臣のお話にもありましたが、発電単独でやるということに限らず、様々な水資源開発へと並行して行われていく。発電は別に水を消費してしまうわけではなくて落差を使うだけですから、ほかの水資源開発に上乘せする形での開

発も幾らでもできるということがあります。

ただ、大水力はともかくとして、私の関わっている小水力の場合、直接的な収益がそれほど大きいというわけではありませんので、地域に直接お金で還元しようとしても、地域経済にとってそんなに大きな収入源というところまではいかないと思います。

むしろ、インフラの整備、つまりエネルギーという公共財を収益に結びつけることでインフラという公共財の整備・維持・管理が進んで、それによって地域産業が発達するという流れができれば、そのほうが望ましいだろうという考え方を持っております。

もう一つ、低成長・少子化時代ということを書かせていただいています。私の考えとしては、既存の水インフラ、場合によっては後でも触れますが、道路インフラといった地域社会のインフラを利用することで、水力発電のコストを下げて、経済性のある水力開発がやりやすくなるわけですが、そうすることによって逆に、インフラの維持管理費、例えば、あくまで一例ですけれども、道路の除雪とか、農業用水路の管理費用といった部分を発電側が持つことによって、地域のインフラを維持することができるようになる。今は本当に低成長時代で、過疎地はインフラの維持もなかなか難しくなっていますけれども、そんな中でも水力の稼ぎでローカルなインフラを維持・整備・管理していくことができるのではないかと考えています。

ただ、この部分は少し気にしているところがありまして、農業用水が一番分かりやすい例だと思うのですけれども、発電をすれば稼げる、その発電の稼ぎで農業用水の維持、管理ができる、だから、積極的に農業用水に発電を導入しましょうという話をすると、もちろんそのこと自体は、それによってこれまで農業用水路の維持にかけてきた国や県からの公的な資金が節約できるわけですから、その部分については悪いはずはないのですけれども、当然、稼げない、要するに発電には適さない水路のほうがずっと多いわけですから、あまり稼げる稼げるということを書いてしまうと、財務省から稼げるのだったら予算をつけなくてもいいのではないかと問われたら怖いのではないかとということもあるのかなと想像してみました。ただ、財務省としても国費をかけている部分が減るのであれば悪いはずはないので、そこら辺はここに書きましたとおり、過疎化で減築しなければならぬインフラもある。稼げるところは稼ぐ。だけれども、稼げない部分について、しかも減築できずに残すべき部分については、資金投入が必要だろうといった整理をすることで、稼げるところでは稼ぐということが積極的に行われるのではないかと考えております。

今農業用水の話をしましたので、活用の例として今こういうことをやっているというのを書きました。かなり細かいことも書いていますので、この部分についてははしよりながら説明します。

これは実際に山形県のある山間地でやっている事例なのですけれども、地元でなかなか水路が維持できなくなっているという場所の事例をここで映してあります。小さな水路なのですけれども、見て分かるとおりビニールシートとか、土のうとポリ管の仮設で修理しながら何とか使い続けている。山の中なので毎年のように災害が起きて、その都度こ

ういう小規模な修理で何とか維持している水路があるわけですが、この水路は今実際に水力発電の設計に入っているところですのでけれども、左側の川を見ていただけると分かるように、川の水はまだまだ余裕があつて農業用水とは別に発電用に追加で水を取っても十分に使うことができる。だとしたら、この水路を大幅に拡張して、水を通す量で5倍ぐらいの規模にしようかと考えているのですけれども、大きくすることによって発電が経済性を持つようになる。一定の規模の発電ができて、収益性が高まって、この水路管理は発電所が全て責任を持って、もちろん農業に必要な水は発電よりも優先して供給するといったことができるということで、実際にこういう場所が全国の山間地のあちこちにあるものですから、私は相乗り型と呼んでいるのですけれども、こういう形での発電ができれば地域農業の持続性も高まってくると考えています。

これは説明書きなので飛ばします。

今農水省で空き断面の利用を進めておりまして、既存の水路の中で水を通さない時期、時期によって水を通す必要がない部分を「空き断面」と呼んで、そこに発電用水を通すということを農水省で実際にやっておられるわけですが、それをもっと積極的に活用しまして、要するに水路を大きくすることでさらに多くの水を通すことができるようになって、発電の経済性が高まる。発電規模が大きくなると、経済性が高まります。そういうことを相乗りと称して、積極的にやりましょうということを申し上げているところです。

今日は一応規制改革の要望をする場ですので、具体的なお話として、相乗り発電といっても、水路をそのまま使うというよりは発電向きにいろいろ改修するケースがありまして、特にこの図に描いたように、既存の取水口よりも上流側で取水して、発電エネルギーは落差が大きいほど大きくなりますから、より大きな落差を稼ぐ。そのときに、水の取り回しを、この絵に描いたような使い方ができると、合理的な水の使い方ができるのですけれども、今はどうしても水利権というのは取水口に張りつく形になっているので、水利権を申請するときになかなか御理解いただけないケースもありますので、こういったことができるということを確認していただいて、さらにそれを現場に周知いただきたいということをお願いであります。

次に、日調整池発電ということで、この詳しい中身は資料2-2に書いてありますので、御関心のある方はお読みいただければと思いますが、どういうことかと言いますと、これまで、大きな貯水池ではなくて、小さな調整池というものでも大体数日分の水をためるような容量を持っている。例えば、週末にあまり電気が使われないときに水をためて、平日にたくさん発電するといった規模でやってきているわけですが、そこを例えば30分の水をためるということはこれまであり得なかったわけですが、工夫して安くつくればそれでも経済的に意味のあることができるのではないかと。再エネの普及が進んできますと、システムの柔軟性というような、要するに電気の発電量と消費量のバランスを取る必要性が高まってくるわけですが、電気でためるバッテリーももちろん注目されていますけれども、バッテリーにためるより水で貯めるほうが安上がりであれば、水でためたほうが合理的ですの

で、例えば山間地の発電であれば、今耕作放棄されている棚田を池として使うとか、簡便なファームpondのような比較的簡易な水だめを作るとか、営農型と書きましたけれども、既存のため池を夏は農業優先にし、冬は発電優先で使うといったことをこれから展開することで、システムの柔軟性を高めることができますので、御理解・御協力をお願いしたいと考えております。

次に、バックアロケ（バックアロケーション）ということで、複数の目的で建設した、ダムに限らず水路とか様々な施設を、後になってから発電をするときに、建設費負担、当初の建設に立ち返って建設費の負担をしてくださいますというのがバックアロケと呼ばれていますが、これについてここに書いたような整理をしていただければと考えています。

まず、中山間地の小規模農業用水路については、先ほど写真でお見せしたようなものですけれども、基本的には発電によって十分維持管理もカバーできますので、お金の面では特に問題ないのですけれども、ただ、補助金を使った水路について、例えば建設した翌年にそれを全面改築するというのはさすがに許されないだろうという話がありますので、こういう条件のときは困りますけれども、こうでなければ大丈夫ですよといった考え方の整理と周知をしていただければと考えております。

一方、皆さんが農業用水としてイメージする平野部になりますと、山間地と違って河川流量の余裕もあまりありませんので、基本的には従属利用と呼ばれる、もともと農業に使っていた水を発電にも回すというやり方になってくると思うのですけれども、そういう従属利用に関しては、もともとの目的に従属するものですから、建設費のバックアロケーションは必要ないといった辺りの整理をはっきりしていただければありがたいと思います。

次に、ダムなのですけれども、ダムに発電設備を付随させる場合にダム容量を使わない。つまり、発電のための流量調整を一切行わずに、これまでどおりの流量調整、流量管理、ダム運用で続ける分についてはそもそも建設費を払う必要はないのではないかと。ダムの容量を使わないのですから、バックアロケは必要ないのではないかと私も考えておりますので、できればそういった形の整理をしていただければと考えています。

最後のところになりますけれども、ダム容量を使える場合でも、機械的にこれまでのバックアロケーションのルールを適用するのではなくて、利用促進の（既存のインフラを生かす）観点からの算定をしていただけないかなと考えています。

全体利益と書きましたけれども、あくまでもイメージですが、ダムがあつて、発電もつけられる。加えて、少子化のために水道の消費量が減ったり、あるいは工業用水の消費量が減ったり、あるいは耕作放棄も増えて農業用水の消費も減ったりということが仮にあったとして、そうするとその分の容量を発電に振り向けることで、より効率的な発電ができる。要するに、調整力を持った価格の高い時間帯に発電ができるということができれば、それをやってもいいのではないかと思うわけですが、ただ、今のバックアロケーションを機械的に適用すると、それではなかなか経済性が出なくて、結局発電所が造れないということがあつたと思うのです。発電所が造れなければ、結局誰も1円も得をしないわけ

です。

ところが、発電所を造るとして、バックアロケーションのルールどおりのお金が払えないとしても、幾らなら払えるのか。例えば、バックアロケーションの計算値の2割なら払えるとか、3割なら払えるとかであれば、2割でも3割でも払ってもらって発電事業をすれば、少しは今の農業用水や水道用水事業を行っている皆さんに還元できるわけですから、機械的にルールを適用するのではなく、発電事業の収益から少しでもコストを負担してもらえるのであれば、全体にとっていいことですねという考え方を取っていただけないかと考えております。

改革というテーマの場合ですけれども、私としてはもう一步踏み込んで、これまで規制を担っていた役所にもむしろ推進を担っていただけないかということ提唱しております。

例えば、河川管理者につきましては資料2-3になります。ここに長ったらしい法律案を提案しておりますけれども、要するにここに書いてあるとおり、水力発電事業を促進して地域を活性化することについては河川管理者も積極的に取り組んでくださいという特別法をつくってはどうかという提案をしております。

ただ、その次に河川法第1条の改正と書いてありますが、我々の協議会の副会長をしている竹村公太郎という者がおるのですが、竹村さんは元河川局にいた人でして、彼が河川局で仕事をしているときに、ちょうど河川法第1条を改正して「環境」という言葉を入れたところ、現場のほうで非常に自発的、あるいは積極的な工夫が次々と出てきて、河川環境についての新しい動きが高まったという経験をしているので、そのことを思うとぜひ河川法を改正していただいて、第1条にエネルギーを入れたほうがより活発になるのではないかと考えています。

ただ、国交省とお話をすると、水利用というのは河川法の目的に入っているんで、エネルギーだけ特記するのはどうですかねというお話も伺っていますが、できることなら目的のほうにも入れていただきたいと思いますと思っております。

それから、農林水産省につきましては、黄色く塗りましたが、農林業というのはそもそも何だろうといったときに、少なくとも今日のような化石資源への依存をなくして行って、循環資源に切り替えていくという新しい時代の考え方の下で言えば、地域の更新性資源を経済価値に転換する地域的営為はそもそも農業と言ってしまってもいいのではなかろうかと考えているところです。そういうふうに言えば、今よりずっと柔軟に農水省が農地のエネルギーを含めた活用に取り組みやすくなるのではないかと思います。

もちろん、食料安全保障を軽視していいということも申し上げているわけではありませんので、食料は食料でどのくらいが必要なのかとか、安全保障上こうすべきだというのは別途議論が必要ですが、ただ、農水省のそもそもの目的といいましょうか、農水省が行うプロジェクトとしてエネルギーというのが入っても何の不思議もないのではないかと考えております。

次に、道路についてなのですが、今日は道路局の方がおられますが、私はまだ道

路法の勉強が不十分でございまして、ここに書いたような条文でいいのか少し不安はあるのですが、実際問題として町なかではなく山間地で、川から取水して水路を発電所まで引いてくるときに、何もない山の斜面で工事をするとかなりお金がかかるのですね。それに対して、ちょうど都合がいい場所に道路が通っていれば、道路埋設をして持ってくるほうが工事費が安いので、事業化がしやすくなる、山の中での発電事業がやりやすくなるということがあります。非常に多くの場合、埋設をしています。

現状でも、林道とか町村道の場合には大概はいいですよということで埋設させてくれるのですけれども、県道とか国道になりますと、大体我々がやるようなところは山の中なので、直轄ではなく県が管理しているわけですが、県庁の解釈が県によって一定しないといいたいまいしょうか、いいですよと言ってくれる県もあれば、いや発電用の水路は埋められないということと言われる県もありますので、その辺をなるべくやりやすい方向に制度を変えていただきたいということで、法律を眺めていたらこの青い部分の括弧書きがありましたので、そもそも電気事業という言葉が入れているのに、水管については電気事業が外されているというのはなぜなのでしょうねということの問題提起させていただいております。

法律をいじると大変だということであれば、別に政省令でも運用でも、今申し上げたような山間地の道路に、県道であれ国道であれ、発電用の水路が埋設できれば、目的は達成できますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、系統連系の技術基準なのですけれども、これはかなり大きな問題というか、水力に限らずほかの発電方式にも共通する問題ですけれども、保護装置にかなりお金がかかっているのですね。特に能動的方式という日本独自の方式が世界的には全然使われていない方式で、なぜか日本では能動的方式が必要で、そのためのコストがかかっている。そのコストを省略するために、国際基準どおりそんなものは要らないよと言っていたきたいという趣旨です。

能動的方式を外すと、停電が起きたときに停電の検出ができなくなるおそれがあるというお話なのですけれども、もしそういう問題があるのだとしても、④に書いてありますが、「接地短絡方式」といいまして、我々は主に6000ボルトの配電線連系を想定してお話をしていますけれども、配電線で停電が起きたときに、配電線を地面との間でショートさせれば、リレーを3個1セットつければできることでありまして、その配電線にぶら下がっている発電所が10個あれば、1個1個が能動方式をつけている。だから一つ一つのコストの10倍がかかる。もしその配電線に100個発電所がぶら下がってれば、能動方式の保護装置の100倍のコストがかかる。

それに対して、接地短絡方式のリレーを1個つければ、その配電網がそのまま能動方式がなくてもきちんと停止するということになりますので、これまでよく原因者負担ということで、発電所一個一個が全部保護装置をつけなさいと言われていたわけですが、そうではなくて社会コストを下げるという観点に立てば、系統管理サイドのほうで対策すれば一個で済む。発電所のほうで対策すると掛けるNになるということをご検討いた

だきたいと思っています。

それから、水利権手続の円滑化ということで、水利権手続には非常に時間がかかります。事前協議に1か月とか2か月とか、長いともう少しかかったりしますし、手続期間も申請を受け付けてもらってからさらに5か月が標準になっています。

まず、河野大臣はよくこういうことを発言されると思いますが、大きな河川だと膨大な紙のファイルを一枚一枚めくってチェックしないと、この川に今どういう水利権が存在するのかが確認できないということがありますので、これをデジタル化すれば河川協議が効率化できるだろうと思います。

また、市町村長意見聴取というのがありまして、これも時間がかかる原因だと伺っております。要するに、河川管理者、例えば県の土木事務所に申請を出した後、地元の市町村長の意見を聞くという手続が必要になってくるわけですが、市町村長のほうも聞かれてから回答するのにどうしても時間がかかってしまうので、先ほどのスライド4に書きましたとおり、市町村計画があるのであれば、そちらのほうに集約することで、市町村があらかじめ計画をつくっているわけですから、速やかな手続ができるだろうと考えております。

最後になりますけれども、柔軟なダム運用ということで、これは冒頭で河野大臣がおっしゃったことのほとんどそのままみたいな話なのですが、もともとは治水容量と利水容量は独立した容量として運用されていたわけですが、近年災害が頻発しておりますので、発電用に確保していた容量も災害が予想されるときには治水用に振り分けるということは既に改正されたわけですが、だとすれば、逆に当分大きな水害は起きないという予測があるときには、治水用の容量を発電用に回すことによって、より発電量を増加させることができる。利用せず無駄に流していた水をためることによって、発電の量を増やすことができるといったこともぜひ御検討いただければと考えております。

私からは以上でございます。少しオーバーしました。すみませんでした。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、タスクフォース委員を代表して川本委員から説明を10分以内でお願いいたします。

○川本構成員 タスクフォース構成員の慶應大学の川本でございます。

本日は、内閣官房及び各省の関係者の方々、全国小水力利用推進協議会の御参加、大変ありがとうございます。

「水循環政策における水力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大」についての意見を、構成員を代表して御説明申し上げます。

まず、今日のお話の中心であります日本の水力発電の現状と提言の基本的考え方について申し上げます。

我が国は水力発電量では、国土面積がはるかに大きい中国、米国、カナダなどに次いで世界5位でございます。欧州の水力大国であるロシア、ノルウェーよりも大規模な発電量

を誇っております。

しかしながら、現在のこうした水力発電の多くは電力会社や自治体が発電専用につくったダムからの発電となっております。実は、日本には洪水防止の治水、あるいは産業、飲料用のために建設されたダムが発電専門用のダムよりはるかに多数存在しておりまして、その多くは発電に活用されておられません。

ここで資料の13ページを御覧ください。

ここにありますように、現在全国で1,470ダムがございますけれども、発電用のものは390ということで、1,000以上のダムで発電利用拡大のポテンシャルがあると考えられます。しかも、近年の天候予測技術の進歩によりまして、これらのダム容量をほとんど追加コストなく発電用に利用する余地が大きくなっております。その意味で、日本はまさに眠れる水力発電大国と言っても過言ではないと思います。

水力発電は大自然の水循環の中から位置エネルギーを取り出す再生可能エネルギーでございます。純国産で、エネルギー安全保障上も大変重要だと思います。それに加えて、これからの電力システムの運用の中で一層意義が高まっていくと思っております。

資料12ページを御覧いただければと思います。

再生可能エネルギーの中でも、これまでのお話にも出てまいりました太陽光の導入拡大というのは、最近日本でも目覚ましいものがございます。この太陽光の導入が進んだ場合に、夜間に太陽が落ちた分を補っていく再生可能エネルギーとして、水力が重要な部分を担う。これは海外の先事例が示すとおりでございます。

ここで挙げておりますのはスペインの例でございますが、オレンジの部分が太陽光で、昼の電力の多くを担うようになってきておりますけれども、これに対しまして夜は水色で示される水力が補っております。まさに光と水がよいパートナーになっているということで、私どもタスクフォースメンバーが先日発表いたしました「再エネ主力電源化の三原則」の一つでございます「柔軟性を備えた電力システム」を担う電源として、水力発電は今後不可欠だと考えております。

しかしながら、資料3ページを見ていただきますと、現在日本の水力発電量は横ばいになっております。ダム建設には多大な時間と資金を要するというのと、特に大規模ダムの新設については自然環境への影響の懸念が極めて大きいということで、日本の水資源の開発というのは限界に来ているという見方もあるのかもしれない。

しかし、先ほど述べましたように、日本の既存ダムの多くは現在発電にあまり利用されておられません。

資料14ページを御覧いただければと思います。

日本にあるダムの4分の3は発電を目的としておりません。未利用、あるいは低利用の状態にあると考えられます。先人の努力でつくり上げた国民の共有資産が利用されず、社会的資源の大きな無駄遣いが生じているのではないかと考えられます。再生可能エネルギー導入が国家的課題となっている今、なぜ多くのダムで発電への利用が進んでいないのか

ということでございます。

これは歴史も関係していると思います。多くのダムが、国や自治体などの公的主体が管理しておりまして、河川法により治水を基本とし、利水、環境保全が運用の目的として追加されてきたといった歴史がございます。ダム管理目的で行われている自家発電以外は、発電に利用する動機がこれまで乏しかったと考えられます。

しかし、振り返りますと、先ほど協議会の中島さんのお話にもありましたように、1997年に河川法で環境保全が管理目的に加えられて以降、国や自治体が自然を生かす環境整備事業を大幅に強化してきた例がございます。まさに今見せていただいている資料の11ページでございますけれども、私は河川行政がこれまで、時代時代の要請に応じて大胆にその方向を転換してきたということに敬意を表するものでございますけれども、今河川法に発電の利用、あるいはエネルギーの利用ということが目的として明示されれば、全国の河川管理に従事されている方々の動機づけとなり、一気に再生可能エネルギー利用が進むのではないかと期待しております。

以上申し上げましたのが、委員意見書の3ページ、2の課題①で提案を申し上げております、内閣官房水循環政策本部事務局による2030年、2050年の再生可能エネルギー導入目標の設定及びその実現に向けたロードマップ策定をお願い申し上げる基本的な考え方でございます。

同本部は既に、昨年6月の水循環基本計画で再生可能エネルギー導入拡大の重要性に触れられておりまして、その先見性を多とするところでございますけれども、今般、菅総理が2030年度温室効果ガスを2013年比で46%削減、50%の高みに向けて挑戦すると言明されたことを踏まえ、いま一歩踏み込んだ具体的な対応を提言している次第でございます。

ぜひ国、自治体を通じた政府全体の推進に、内閣官房として指導力を発揮していただきたく思います。今日求められるスピード感から申し上げますと、ぜひ9月までにこのロードマップ策定をお願いしたいと思います。

意見書4ページの②で、既存ダムの活用についての具体策を述べさせていただいております。資料7ページで御紹介しておりますが、気候予測技術は、現在のダム運用の在り方が定まった時代から長足の進歩を遂げております。こうした予測技術を活用すれば、現在多くのダムで行われていますように、6月から10月まで常時水位を下げる必要はなく、発電利用の大幅拡大が運用改善によって可能となっております。

資料の5ページを御参照ください。

まずは、通知の発出などによってこうした運用改善に直ちに着手していただきたく思います。既に国交省におかれては、17年のダム再生ビジョンに基づいて7つのダムで取組がなされているようではありますが、国、水資源機構が管理しております128、地方自治体が管理しております442のダムへのこうした運用改善の適用を加速化していただきたいと思っております。

国交省におかれてはさらなる予測の精度向上の技術開発も進められている。これにも敬意を表しますけれども、令和4年度に成果が得られると伺っておりますので、その時点でさらなる発電の利用拡大に活用していただきたいと思います。

5ページの③では、同じく具体策として発電利用されていない既存ダムへの早急な発電機の設置を提言させていただいております。

こうした急速な発電利用の拡大に当たっては、民間の資金やノウハウの活用が欠かせません。④のところではその一例として、地方自治体が運営する公営水力発電所などにPFIを活用した活性化の加速を経産省に提言しております。

6ページの⑤でございます。

先ほど中島さんからもお話がございましたが、既存ダムに新たに発電利用を協議した場合に、過去のダム建設に要した費用の応分負担を求められるという、いわゆるバックアロケーションが多大な負担となって、水力発電事業の拡大の障害となる事例が出てきております。

流量量を利用するのではなくて、単に位置エネルギーを利用するいわゆる従属発電といった場合には、こうしたバックアロケーションの要求というのは過大ではないかと考えられます。国が管理しております多目的ダムについては、必要に応じて法改正を含めた措置、それ以外のダムについては周知徹底をぜひお願いしたいと思っております。

7ページの⑥でございますが、再生可能エネルギー導入のさらなる可能性については、今述べましたような大規模ダムばかりではなくて、工業、農業用水、あるいは上水など、水道施設全般に小水力発電を展開する、あるいはため池、湖沼、ダム水面に水上太陽光発電を展開する。あるいは下水バイオガス、汚泥発電など、水行政全般に広がっているところでございます。

さきに申し上げました水循環政策本部の目標設定ロードマップの中で、これらについても最大限盛り込んでいただきたいと思います。

また、これも協議会からお話がありました、農業用水路の拡張によって発電用途を広げる、いわゆる「相乗り発電」についても、その促進に向けて周知徹底をお願いしたいと思います。

9ページの⑦で、これも協議会から提言がありましたが、小水力発電に関する系統連系要件の見直しを提言しております。現在の技術レベルでは連系に当たっての条件が過剰になっているのではないかと、また、費用負担の考え方についても公正なのか、という点について疑義が生じていると思っております。こうした課題について適切に判断をして、早急にルールを明確化していただきたいと思います。

最後に⑧でございますけれども、発電用の水管設置について、現在道路占有許可が認められない問題があるということですので、制度上の不備については是正をお願いしたいと思います。

以上、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、水力発電拡大のための措置

について述べさせていただきました。

本日御説明いたしましたように、そのためには政府のリーダーシップが鍵を握っていると思います。本日お見えの皆様はその地位にあると理解しておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省及び内閣官房水循環政策本部から説明をそれぞれ10分以内、5分以内でお願いいたします。

○国土交通省（井上局長） それでは、水管理・国土保全局から御説明いたします。

河野大臣、藤井副大臣、それからタスクフォースの先生方、中島先生も、今日はどうもありがとうございます。

私どもは未利用エネルギーとして水を何とか使いたいということで、今回、最大限活用するようなアイデアを提出させていただきました。特に運用面では治水か発電かという話もありますけれども、私たちが望むのは治水も発電も両方ともやっていきたい。これは気象予測が鍵になっていることが多いので、それをしっかりやっていきたいと思っております。

また、対象についてもこれまで発電という、どちらかというとな新規だけに着目していたのを既存のダムも賢く使うという面でしっかりやっていきたい。それから、中島先生から話がありましたように、小水力の場合は特に地域経済への貢献ということを意識して、今日は対応案を御用意させていただきました。

タスクフォースからいただいた課題の順番に対応方針を御説明いたします。あわせて、そのときに必要なものについては、参考資料として説明書を用意しましたので、進めたいと思います。

まず、課題①でございます。

河川管理の中に発電利用の目的を明示するとか、新法を用意するというお話がございました。これについては本当に中島先生から、私が日本水フォーラムにいたときからいろいろお話しいただいて、竹村先生からも地域経済への活用が重要なのだということがありましたので、今回の環境省さんの温対法の改善に当たりましては市町村の法定協議会の中にしっかり河川管理者も参画するというところで、発電事業者との連携を強化していきたいということで、従属発電に係る活用の登録手続についてはワンストップ化ということで進めて、新法で対応していきたいと考えております。

11ページでございますように、まず私の考え方は、先ほど申しましたように地域経済の発展に寄与するというところで進めていきたいということでこれまでやっております。農業用水を利用した小水力利用の例も含めて、後ほど相乗りの話もさせていただきたいと思っております。

1 ページに戻っていただきたいと思います。

次に、課題②「既存のダムを最大限有効活用するための施策」でございます。

右側でございますように、容量の有効活用については河川ごとに個別でロードマップを策定し、取り組むようにしたいと思っております。気象予測を活用することを最大限やっていきたいと考えております。その中でダムの再生についても、既にダムの再生事業ということで発電容量の増強に取り組んでおりますけれども、さらにこれを進めていく観点からやっていきたいと思っております。

参考資料の7ページ、8ページを御覧ください。

ダムの再生には、もちろん一番分かりやすいのは左下にある嵩上げということで、貯水位を上げるということです。これだけで発電の効率はもちろん上がるということですが、Bの形のように放流設備を増強するということができれば、普段は高い水位に上げておくことができる。洪水調節のときにはこの放流能力を増強しているのので、その分水位を急に下げることができるという改造もやっております。

それから典型的なのはAで、運用の改善ということを進めていく。いろいろな面で発電の効率化を我々としても進めていきたいと考えております。

戻っていただいて、1ページでございます。

既存ダムの最大限の有効活用という観点で、もう既に進めてきてはいるところでございますけれども、特に6月までに平時の治水利用についての通知の発出をしていきたいと思っておりますし、気象予測を活用したダム運用についての具体的な検討もさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、課題②の後半でございます。

夏季制限水位のことについては、もう既に平成30年に環境向けの容量を従属発電として発電に活用できるように通知済みではございますけれども、それをさらに発展させるとともに、非洪水期、冬場でのこのような取組についてもより推進していきたいと考えております。

さらに、次のSIPで開発されている予測技術もぜひ使いたいと考えておまして、長時間のアンサンブル降雨予測技術というものが使えるのではないかと考えておりますので、SIPのスケジュールと合わせて、SIPが終わる翌年度の令和5年度から順次実装できればと考えているところでございます。

次に、課題③でございます。

発電に利用されていない既存ダム、国と水機構で管理しているダムについてだけまず調べてみました。128ダムありますが、そのうち自家用、管理用の発電を導入していないものが8ダムありました。こういうものについては積極的に活用していきたいと思っておりますし、今後ほかの自治体とかがありますので、そういうところのダムがどれぐらい使えるのかという実態把握を7月までに実施することを考えていきたいということです。

9ページを御覧ください。

実際にこれを導入している事例が左側でございます。幾つかの放流施設があるのですけ

れども、管理用の発電ということで自家用の発電所を設けて、利水放流設備と併せてやっているものがあります。

ところが、ほかの利水放流管とかで使われていないところがあるかもしれません。そういうことも含めてしっかり見ていきたいと思えますし、実際に導入されていないところがありますので、そこについては早期の対応を図っていきたいということでございます。

戻っていただきまして、課題④でございます。

民間資金、ノウハウの活用です。これはぜひ我々も勉強したいと思っております。民間の水力発電所でたとえ1%でも効果を上げるということであれば、ぜひ使っていきたいと考えているところでございます。

次に、課題⑤でございます。

中島先生からも川本委員からもお話がありましたバックアロケーションの話でございます。私どもとして見たら、独自の方法というのを少し考えてみたいと考えております。

4行目から5行目にかけて書いてありますけれども、国自らが管理用発電として発電し、余剰分を売電する方法があるのではないかと考えています。先ほど御説明した8ダムではまだ使われていないものがありますので、順次こういうことをやりたいなと思っております。

どうということかといいますと、福島県の例を皆様からお示しいただきました。まずはPFI、PPPみたいな形で入っていただき、その管理用発電をやっていただくということで、今の発電事業者として入るのではなくて、私たちの管理用発電を増強するというで入っていただくということであれば、バックアロケーションの話との整理が取れるのではないかと。ほかの利水者との公平感ということについて、関わる必要はないということになる。

逆に、新規事業の場合、新規として乗るということになりますと、これは後乗りというルールになりますので、今御説明がありましたように、法律上は納付金を国庫に納めていただくことになりませんが、もしこのルールを改正するとなると、フリーライダーと申しましょうか、後乗りしておけば安く済むという形が出てきかねない。特に国交省がやっております大型のダムは大規模で長期間かかりますので、そういうことについては途中で撤退するかどうか。そういうときは撤退のルールを適用しますし、後乗りの場合にはちゃんと納付を進めていただくということで、公平感、特に世代間、時間的な差の公平感も含めて、また利水者間の公平感も含めてやっておりますので、これについては基本的にそうなのですけれども、新しく発電を増強する部分については、やり方はほかにもあると考えております。発電部分を増やすやり方でやれば、先ほどありましたように民間の活用ができると思っておりますので、そういうことを考えていきたいと思っております。

それから、多目的ダム以外のダムや地方自治体がやっているものは、御指摘のとおり各自治体等の判断でできるということになっておりますので、ここについては必ずしも特定多目的ダム法のルールに従う必要はない旨を通知してまいりたいと考えております。

最後に、課題⑥でございます。

新しい再生可能エネルギーということで、太陽光を例えば河川敷の中で使うということについても、基本的に我々は既に取り組を進めていきたいと思っております。例えば、堤防上で水が当たる部分とかは、発電するにはとても不向きなところがありますがけれども、それ以外はできるだけ使えるものは使っていきたいと考えております。

それから、相乗り発電の話がございました。これは私どもも他の利水者との関係、あるいは河川環境に支障がない範囲であれば、これまでも許可しているところがございますので、一時的に水が減るような減水区間への配慮さえされれば、私どもとしては特に問題ないと思っておりますので、連携する農水省さんのほうがどうなるのかについても相談の上、より相乗り発電にも使えるように、もうこれは既にやっている部分もあるのですが、なかなか周知されていないようでございますので、9月までに積極的に周知を行っていききたいと考えております。

水管理・国土保全局からは以上でございます。

○山田参事官 続きまして、水循環政策本部、お願いします。

○内閣官房（若林事務局長） 内閣官房水循環政策本部事務局長の若林でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私からは資料4-2を用いて御説明をさせていただきます。

まずもって、本日このような発表の機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

資料の1ページ目でございます。

まず、水循環基本法の概要を説明させていただきたいと思えます。この法律につきましては、議員立法によりまして平成26年7月1日に施行された法律でございます。

背景といたしましては、平成の中頃から健全な水循環系の構築ということが行政の中でもいろいろと課題になってきていた中で、例えば近年の都市部への人口集中であるとか、産業構造の変化、あるいは今日の議題になっております地球温暖化などの気候変動といった様々な要因によって水循環が変化しているといったことで、例えば洪水の頻発化、激甚化、あるいは危機的な渇水の可能性、あるいは水質汚濁、生態系への影響といった問題が顕著になってきているということでございまして、健全な水循環の取組を求める声が大変大きくなっていったということで、平成26年に先ほど申しましたように議員立法で法律が成立し、施行されたところでございます。

1ページ目の概要でございますけれども、法律につきましては目的、定義、基本理念、そして水循環基本計画を定めるといったことが定められているわけでございます。

2ページ目を御覧ください。水循環基本計画の概要でございます。

この計画につきましては、水循環基本法に基づきまして、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるものでございます。最初の計画につきましては、平成27年7月に閣議決定されておりますけれども、それから約5年が経過する昨年の7月に向けて改定作業を進めてまいりまして、昨年6月16日に新たな基本計画を閣議決定したところでございます。

基本的な考え方といたしましては、真ん中の右側でございますように、「令和から始ま

る「新・水戦略」ということで、流域マネジメントの全国展開と質の向上を図ること、あるいは気候変動リスクに対応できる安全・安心な社会の実現に向けて加速すること、健全な水循環を次世代に継承することや、世界の水問題の解決を我が国がリードするといったことを基本的な考えとしているところでございます。

3 ページ目をお開けください。基本計画の構成でございます。

総論、第1部、第2部、第3部とございますけれども、今回御説明する内容につきましては、第2部「水の適正かつ有効な利用の促進等」の中の「(10) 地球温暖化への対応」というところに記載をしているわけでございます。

4 ページ目をお開けください。

先ほど川本委員からも御紹介がございましたが、基本計画の中に水力発電の重要性、そしてこれから相当程度進めてきた大規模水力の開発に加えて、既存ダムへの発電設備の設置など、既存ダムについても関係者間で連携し、有効利用を促進する。その他もろもろ、再生可能エネルギー導入促進に関する施策を盛り込んでおるところでございます。

5 ページ目をお開けください。

こうした状況を踏まえまして、内閣官房としての対応でございますけれども、言うまでもなく、地球温暖化対策というのが積極的に取り組む喫緊の課題であると認識しているところでございます。

こういった関係の中で、3つ目の■でございますけれども、再生可能エネルギー導入に関する施策は、先ほど国土交通省からも御説明がございましたように、大変多岐にわたっているということと、当然複数の省庁が密接に絡んでいるといった状況もございますので、私どもといたしまして、速やかに関係省庁会議を開催して、本日の会議の趣旨、あるいは再生可能エネルギー導入の重要性について改めて周知徹底をさせていただくと同時に、関係省庁に御協力いただきながら、先ほど委員から御提案いただきました水力発電等に関する数値目標の設定、あるいはロードマップの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、目標の設定、あるいはロードマップの策定もやっていきますけれども、やはり水循環政策は、当然治水も、利水も、環境も、そして今回の再生可能エネルギーも入ると大変広い範囲を占めるものでございますけれども、国民の皆さんへの普及啓発も大変重要だと考えておりますので、シンポジウム、あるいはセミナーの開催を通じまして、こういった施策の重要性についても普及啓発に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からの説明は以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえまして、質疑応答に入りたいと思ひます。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は「手を挙げる」という機能で挙手をお願ひします。

○国土交通省（高山課長） 国土交通省道路局でございますけれども、先ほど御提案がありました中の議題8につきまして、御説明を差し上げてよろしいでしょうか。

○山田参事官 分かりました。手短にお願いします。

○国土交通省（高山課長） 資料につきましては、右肩に国土交通省道路局資料と書いてある資料となります。

水管に関する道路法上の扱いですけれども、道路占用が認められる物件といたしまして、道路法32条におきましては、水力発電に限らず、占用許可が認められる物件として水管が定められております。

先ほど中島さんから御説明がありました道路法36条の規定におきましては、水道、鉄道、ガス、電気といった公益事業に係る占用物件につきまして、特に事前に工事計画書を提出してもらいまして、一定の基準を満たす場合には道路占用を認めなければならないという、義務占用の対象になっているということでございます。

この規定は公益事業の中でも特に道路を最も多く占用する物件につきまして、円滑な調整を図るという目的で、水道事業であれば水管、電気事業であれば電柱、電線といったようなメインコンテンツになる占用物件について定めをしております。

法律に明記されている物件はそのように限られておるのですけれども、時代時代の要請でニーズが確認されたもの、例えば携帯電話の無線基地局といったものにつきまして、公益性が高いと認められましたら、通知におきまして義務占用物件と同様の取扱いをするという運用をしているところでございます。

今回御要請をいただきまして、私どもも水力発電事業の水管につきまして占用の申請や許可の実態を十分に把握していなかったものですから、こちらを確認させていただきまして、問題がないということが確認されましたら、他の物件と同様に義務占用の対象物件と同様に取り扱うという運用を明らかにしていくことを検討してまいりたいと考えております。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえまして質疑応答に入ります。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それから、最後に議題がもう一個ありますので、今から17時50分くらいまでを議論の時間に充てさせていただきます。残り35分でございます。よろしく申し上げます。

それから、例によりまして、いろいろな論点がありますので、全部の論点をカバーできるかどうか分かりませんが、委員ペーパーの資料3-1に沿って議論を進めていきたいと思っております。

まず、資料3-1の課題①目標設定及びロードマップ策定という論点について、大林さん、お願いします。

大林さんが落ちてしまったようなので、高橋さんが手を挙げていました。高橋さん、ございますでしょうか。

○高橋構成員 では、大林さんの前座を務めさせていただきます。都留文科大学の高橋と申します。

内閣官房、国土交通省、さらには中島さんもありありがとうございました。大変勉強させていただきました。

毎回当タスクフォースはいろいろな役所の方を呼んでいただいて、耳の痛いことを申し上げるというパターンなのですけれども、今回はいつもと比べても非常に前向きといえますか、そういう方向で御対応いただいていると感じております。大変ありがとうございます。

特に、内閣官房というところは、私も昔働いていたことがあるのですけれども、総合調整機関で関係省庁の意見をまとめてらっしゃるといことも非常に大きいのかなということで、そういう仕組みで、先ほど中島さんから「規制者から推進者へ」という非常にいいキャッチフレーズがありましたけれども、やはりカーボンニュートラルを達成しようと思えば、政府自身が旗を振らないといけないというときに、内閣官房のようなところがまとめ役になって、もちろん国土交通省さんのような水資源そのものを所管、管理、所有されているところが前向きに対応していただけるのはありがたいことかなと思っています。

その上で、2点ほど確認をしたいところがございます。

まず、委員ペーパーの1番のところで、野心的な目標を設定してロードマップを作ってくださいと言って、基本的には応じていただけると理解したのですけれども、念のために、いつぐらいまでにロードマップ、目標を設定していただけるのか。もちろん、複数の省庁が関わることです。当然エネルギー全体、電力を所管されているエネ庁さんとの調整とかもいろいろあるとは思いますが、やはりなるべく高い数値目標ですね、野心的な目標を政治のほうで掲げましたので、それに応える形で野心的な目標を掲げる必要がありますので、その時期の明確化と、ぜひ高い目標をお願いしたいということが1つ。

もう一つが、やはりもう少し法律の中で発電利用ということを明記していただくことが非常に効果的なのではないかと。この役所の、政府の姿勢が変わったのだよ、前に踏み出すのだよということが明確化されます。過去にもそういう法改正とかが非常に前向きな効果を発揮したということがあります。法律を改正するには非常に時間がかかるということは重々承知しておりますけれども、河川法の目的に発電利用を明記するという点についてどのようにお考えなのか。以上2点について質問させていただきます。

ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

ロードマップと目標の策定期間、それから河川法の目的、それぞれ水循環政策本部、水局の回答をお願いします。

○内閣官房（若林事務局長） 事務局長の若林から回答させていただきます。

委員からいただいておりますペーパーにも、数値目標の設定とロードマップは9月までに記載されてございます。正直、平坦な道ではございませんけれども、我々内閣官房と

しても、関係省庁と御相談しながら、こういった目標に向けて最善かつ最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山田参事官 続きまして、水局からお願いします。

○国土交通省（井上局長） ありがとうございます。

法律での対応ということ、先ほど御回答でまず、私どもはまだ国会審議中ではありますがけれども、温対法の中での対応を環境省とかなりやってきておりました。

先ほどもお話ししましたように、私は中島さんをはじめ、竹村さんとかとも昔一緒にやっておりましたので、どうもお世話になっております。

この趣旨はよく分かっています。中島さんからの新法の話も含めて、ポイントはやはり市町村の計画というところと、そこにきちりと河川管理者が関与していくということだと思います。確かに、今までの運用の中にはただ手続の簡素化ということだけが中心になっていたもので、今回の温対法で、しかもワンストップサービスつきでやっていけるということは、市町村にとっては非常に重要だと思います。

逆に、この法律が改正されて、温対法の運用に当たって重要なのは、市町村が本当にそういう意識で取り組んでくれるのか。そちらの周知を、現場の市町村長と話をしていきますから、そういうところに取り組んでいきたいと思っています。

それから、河川法の話ということもあります。もう既に入っているということがありますので、まずこの温対法での動きでもかなりの部分ができると思いますし、目的に入れたからといって具体的な法律事項が何かというのが今は直接見えてきませんので、まずはこの温対法の運用をしっかり図っていきたいと考えております。

○山田参事官 ありがとうございます。

議題はたくさんありますので、よろしければ次の②に移りたいと思います。「既存ダムを最大限有効活用するための政策の実施」についてお願いしたいと思います。

どなたかから御指摘はありますか。

川本委員。

○川本構成員 ありがとうございます。

先ほどロードマップ策定も前向きに取り組んでいただくとお答えいただいて、本当にありがたいと思っています。

確認なのですが、既存ダムの活用については今さらに予測技術の精度を高める技術開発をされていて、それも大変結構なことだと思うのですが、現在の予測技術でも大幅運用改善は可能だと伺っております。それを前提に、いろいろな運用改善の通知を出していただく、運用改善を図っていただくという理解でいいのかという点を確認させていただきたい。そして、その場合に現在どれくらいの発電の拡大が可能かということについて把握されているのか、あるいはそこはこれからしっかり把握して、新たな目標値設定の中に組み込んでいくのかという、その辺の状況についてお伺いできればと思います。

○山田参事官 水局からお願いできますでしょうか。

○国土交通省（井上局長） 川本委員、ありがとうございます。

今でも活用しているのかといったら、確かにもう使っておりますので、今でも使える範囲の中でやっていきますが、さらに使える範囲も考えていきたいと思っています。

今は水位を上げるということだけ、今日お話がありましたけれども、例えば洪水があったときにダム水位が上がっています。それを、今までだと次の雨が降ってくるまでのことを心配して、急激にダム水位を下げることもありました。その分、発電に使わずに下流に流してしまう、無効放流という言い方をしていましたけれども、そういうことがありましたが、もし仮に次に雨が降るといふ見込みが立たないときにはゆっくり流して、発電に目いっぱい使っていただくような形で進めるとか、今の運用でもできることがありますので、そういうことはしっかりやっていきたいと考えております。

それから、それがどれくらいの量になるのかは、今からの積み重ねの作業になっていきます。ただ、そんなに複雑な式ではなくて、どこでどれだけできるのかを足し合わせていくという作業ですので、できるだけ目標設定、ロードマップの策定の中に組み込めるよう、取り組んでいきたいと思っております。

○川本構成員 ありがとうございます。

○山田参事官 ほかにいかがですか。

よろしいですか。

また必要があれば戻ることにして、③の論点に移りたいと思っております。「既存ダムへの発電機の設置」について何かコメントはありますでしょうか。

川本委員。

○川本構成員 これも確認になるのですが、水局の御回答の中で、自家用の水力発電を導入していきたいという表現がございます。これは、現在発電機がついているとしても恐らくそれは自家用が多いゆえだと思っております。他方、この意見書で申し上げているのは、そういう自家用のような限られた目的ではなくて、より社会のために、再生可能エネルギー導入のために、能力もできるところはどんどん増強して、発電量を増やしていくということも含めてお願いをしております。その辺は自家用に限ったことではないということを確認させていただきたいと思っております。

○山田参事官 水局、お願いします。

○国土交通省（井上局長） 自家用という言葉が自分のことにしか使わないみたいな言葉になって申し訳ありません。まず、維持流量とか出しているものは全部使って発電をするということで、まず発電した電力のうち、管理施設の中で使う電気、つまりダムの管理に必要な電力に優先的に使わせてもらっていて、その他のものは売電しております。

今後、今8ダムはやっていないということが分かりましたので、これも当然同じような形なので、例えば自家用がこれくらいなので、ここまでに発電の能力を抑えておこうとか、そういうつもりはなくて、流れている水はできるだけ有効に活用していくという方針で考えております。

○山田参事官 よろしいですか。

○川本構成員 いい機会ですのでお伺いしたい。今おっしゃった8ダムではまだ発電機がついていないということで、これは国が管理されているものについてということだと思います。自治体が持っている442とか、そこら辺については発電機がついているかどうか把握されていますでしょうか。

○山田参事官 水局、お願いします。

○国土交通省（井上局長） ありがとうございます。

おっしゃっているとおりで、このお話をいただいてから、まだ自治体の分まで十分に調べ切れておりません。

今、国、水資源機構のもので言うと、全体が128ダムあるうち、8ダムが導入できていなかったもので、これはもう早速やっていこうということです。

自治体の管理するダムは、これから調べていきたいと考えております。

○川本構成員 ありがとうございます。

○山田参事官 よろしければ、次の論点に移りたいと思います。

④は飛ばしまして、⑤バックアロケーションにいきたいと思います。

大林さん、お願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

現在、日本にはかなり大きな量の水力発電が入っており、既に日本の需要の1割を担う大きな発電になっています。新規の大型ダムの発電というのは今後開発が望めないもので、今後開発していくのは、既存ダムの有効活用、さらに地域での中小水力の開発が主軸になっていくと考えます。

そうした観点から、バックアロケーションという業界の取決めがあつて、それが地域の小水力を阻害しているとしたら、大変残念なことです。国交省からも言及あつたように、私どもの提言書の中で取り上げた例では、福島の小水力事業が、20年間の利益の7割に当たるものをバックアロケーションに払わねばならず、事業の見直しを迫られたというのがあります。

電力消費者が払っている固定価格買取制度の賦課金が、すでに昔に建設された既存の発電の利益になる仕組みであり、賦課金の行方としても問題があると思います。

これは減免というより、そもそもの制度の在り方を見直していくことが必要なのではないかと私自身は強く考えますし、今日担当の省新部の方がいらしているのか分かりませんが、経済産業省はどういうふうにお考えなのか。縦割りなので、ここはもう全然議論がないということなのか。そこについてお伺いしたい。

○山田参事官 中島さんから発言の希望が出ていますので、中島さんが御発言していただいた後、水局、それから経産省に回答をお願いしたいと思います。

○全国小水力利用推進協議会（中島氏） ありがとうございます。

水局にはいつも大変お世話になっているのですが、少し厳しめの言い方をさせていただ

きます。

これは規制改革をやっている皆さんに共通で、役所が「公平性」という言葉を使うとどうしても物事が動かなくなるということがあると思います。もちろん、公平性をないがしろにしていいと言うつもりは全くないのですけれども、ただ、後乗りというのが、実は最初からやるつもりでこっそり後乗りという話は悪意のある話なので論外として、真に後乗りだったということを前提にしたときに、私が最初の発言で申し上げたかったのは、規定どおりのバックアロケーションの金額を算出して、その全額を払うと発電事業が経済的に成立しない、だからやりませんだと、誰も1円も得をしないわけです。そこを工夫して、知恵を出して公平性を確保しつつ、例えば入札で一番負担金が多い人でも何でもいいのですが、何らかの負担金が入ってくれば、国庫に収納するなり、現在の利水者の負担金を減らすなり、得をするわけです。

だから、ぜひ知恵を出して、発電事業をやらなければ1円にもならないわけですから、今大林さんが負担金が重いという話をされましたが、地域貢献という意味から言えば、地域のインフラにお金が使われるのであれば、それはそれでいいという面もあると思いますので、ではその適正利潤は幾らとかいろいろと難しい面はあると思いますが、前向きにとにかくやるという前提で、どういう制度が望ましいかという議論をぜひやっていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、水局から大林委員の御指摘、それから中島さんの御指摘について御回答いただいた後に、今日は経産省から水力発電担当の森本室長がいらしていますので、森本室長に大林さんの質問について御回答いただければと思います。

それでは、水局、お願いします。

○国土交通省（井上局長） 水局としては、まず使える未利用エネルギーとしてのものはぜひ使いたいと考えております。

一方で、悪意のない人はいないという前提に立てば違うのかもしれませんが、まだこの法制度がそうなっている状況の中でどう考えていくかということをいろいろ考えていました。

先ほど申し上げた福島の事例であるように、ダム管理者自身がPFIでやっていく。管理用発電ということで、利水放流管の部分も全て含めて今後使えるようにする。それを民間のほうに出してBOTみたいな形でやっていくというやり方はすごく勉強になりました。こういうことをより積極的に導入していくということで、このバックアロケーションの話も必ずしも適用しなくても、それから多大な負担を民間事業者の方が払わなくてもできるような形でやっていけるほうがいいのではないかと。中島さんが減免と言いましたけれども、これは取っても国庫に納付されるだけのことになるので、それよりは発電が安くできるほうを進めたほうがいいのではないかと。ということがあります。

それから、これはまだ検討していないのですけれども、別のやり方は、バックアロケーションの部分をごくか国の機関が補助をする。例えばほかのところでもそれぞれの補助が出てきているところなのですから、どこの機関かということはまだ検討していないのですが、そうすることによって、ほかの関係者の公平性を保つということで、これは既存の法の枠組みの中で予算制度を変えることによってできるとか、そういうこともあると思います。

ただ、現実的なものということで考えると、本当に福島の場合は勉強になりましたので、そういう形を進めていくほうが早いのではないかという気がしております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省の水力発電担当の室長さんからお願いします。

○経済産業省（森本室長） 資源エネルギー庁の森本でございます。よろしくお願ひいたします。

私どももどちらかというとな国土交通省さんと逆の立場ということで、確かにこのバックアロケーションの問題は大きな問題だということで、事業者も含めていろいろと声をいただいできていることは事実でございます。

一方で、先ほどの井上局長のお話ではございませんけれども、国交省さんとは日夜この水力発電をめぐる、レベル問わず意見交換等もさせていただいております。また、事業者も直接国交省さんとも今お話をさせていただきまして、先ほど無効放流を有効に活用していこうという話も具体的に話をさせていただいているところでございます。

このバックアロケーションの問題は非常に難解な問題だと理解してございまして、逆にそれぞれが応分の負担をして建設に携わる。これはある意味、経済的には合理的な判断かなといったところでございます。ただ一方で、政策的にどこを重視するかといったところでは、また議論になるところなのかなと思ってございます。

そういった観点で何か変えるという観点があるのであれば、そこはまた議論していくということもあろうと思っておりますし、ただ一方で、まさにできることから一つ一つやっていくことも大事かなと考えてございまして、そういった観点で関係省庁、国交省を中心いろいろと話をさせていただいて、前に進めていきたいと考えてございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

よろしければ、先に進めさせていただきたいと思っております。

⑥水行政に関連する新たな再生可能エネルギーの促進支援、こちらの箇所について御指摘はございますでしょうか。

大林委員。

○大林構成員 ありがとうございます。

今日は水力発電というものを中心にお話を進めてきたのですけれども、水の資源というか、水の面積を使うということで、新たな発電として水上太陽光というのが次第に増えて

きています。実は日本は、インドのインターナショナルソーラーアライアンスから世界一の水上太陽光の国だということまで賞をもらったりもしていて、そういう中で日本の可能性を見ていくと、ダムや湖面の上に水上太陽光を入れていく、2030年に10ギガぐらいの可能性はあるのではないかと試算を私たちも出しています。

水上太陽光は、重要な資源の一つとなり得るのですが、明確な指針や明確なガイドラインがない、また、その池、湖面を所有してらっしゃる方々が、自治体や農家だったり、個人だったり、多岐にわたるということで、これも様々な行政が関わるため、行政の落とし穴で手続がうまく進んでいかない。ぜひ一貫した拡大の目標を定め、明確なガイドラインも定めていただくことが必要です。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

藤井副大臣から手が挙がっておりますので、藤井副大臣、お願いします。

○藤井副大臣 ありがとうございます。

今、再生可能エネルギーで水上の発電という話がありましたけれども、主力は土地改良区の農業用のため池ということになってくると思いますので、ぜひとも推進していただきたい。私の地元が最初にため池の太陽光パネルをやり始めましたので。

それと併せて、そういう意味で農水省も入っているという点で申し上げますと、ダムにつきましても農業用のダムが非常に多いです。今回、縦割り打破ということで、治水用に事前放流とか、気象予報による洪水調整ということで放流をするのですが、その放流施設が必要なので、それを造るための改修の際には小水力発電の発電機をつけていただくという観点が必要なのではないか。

実は私の地元のダムも、農業用のダムなのですが、それをやっていただいたのですが、先ほど国交省は水局なので、国交省と水資源機構と、都道府県とかが持っている自治体のダムという話だったので、土地改良区が持っている農業用のダムもかなり数が多いですから、そういう点での、せっきく改修とかをする場合の発電機設置と小水力の推進をぜひテイクノートしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山田参事官 大林さんと藤井副大臣から御発言がありました。

農水省、内閣官房の水循環政策本部事務局も兼ねられていると思いますけれども、御発言はありますでしょうか。

○農林水産省（豊課長） 農水省の水資源課長でございます。

今、大林委員と藤井副大臣からため池の水上利用による太陽光発電、それから、例えば農業用ダムを改修する際に小水力発電を設置するといった御提案がございました。

ため池の太陽光発電については、まだまだ全国での導入例は少数ではございますけれども、進んでいるところでございます。農山漁村振興交付金での補助もございますので、ため池が太陽光発電に活用できる場所は積極的に活用できるように、地方自治体なり土地改良区と御相談をしてみたいと思っております。

それから、農業用ダムでございますが、全国で農業用ダムは419ございます。そのうち、小水力発電を実施しているものが44ございます。それで、できる限りそういった放流管の再整備だとか更新があるときは、利用可能な場合は小水力発電等をやれるように、こちらのほうも補助金がございますので、そういったものを使いながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

水上太陽光に加えて下水の世界でもバイオマス発電というものがありますので、私から付言させていただきます。そちらのほうもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、残っております論点が④、⑦、⑧ですけれども、⑧の道路占有許可については先ほど道路局から比較的充実した御説明がございましたので、④の前半のPFIのところ、それから⑦について、まだ担当省庁から御発言はないように思ひますけれども、大林さん、今手を挙げてらっしゃいますか。

大林さん、お願ひします。

○大林構成員 私は⑦ですけれどもよろしいですか。

○山田参事官 では、⑦を先にやりましょう。

○大林構成員 小水力発電だけではなく、系統連系の要件を見直していくことが必要です。こちらは小水力に課されている逆変換装置の追加設置要件について、今年度中に見直しを検討すべきという提言ですが、小水力に限らず、風力、太陽光、地熱など、全ての低圧及び高圧電気の発電設備に課されています。海外と技術的に比較した場合に、日本の規制は非常に強過ぎるのではないのでしょうか。令和3年度中に必要性や見直しを検討すべきであると考えます。お答えいただけましたら幸いです。

○山田参事官 それでは、⑦について経産省電力安全課長、御発言をお願いします。

○経済産業省（田上課長） 経済産業省の電力安全課長をしております田上です。いつもお世話になっております。

大林先生から御指摘いただきました件、小水力だけではなくて風力、太陽光を含めて分散電源として導入が想定される発電設備について、保安規制の在り方についてしっかり調査を行って、2021年度に必要な見直しを行ってまいりたいと思ひます。

その際、関係する団体の方にも御協力いただきながら、皆さんに納得感があるように進めてまいりたいと思ひますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

以上でございます。

○大林構成員 ありがとうございます。

○山田参事官 残っている論点は④だと思ひますけれども、前半のほうのPFIについて経産省から御回答をお願ひしたいと思ひます。

○経済産業省（森本室長） 資源エネルギー庁の森本でございます。

PFIの関係でございます。こちらは、どちらかといいますと、内閣府の中ではPFI事務局

と、いろいろ意見交換等もさせていただいてきている内容でございます。

確かに、PFIの目標といたしまして、3件という数値目標を定めてございます。そちらを目がけまして現在1件という形で、具体的には鳥取県の例でございます。

このプロセスの中で、例えばこの3年間におきまして、長野県、金沢市、富山県のそれぞれにおきまして、このPFI方式も含めまして、民間譲渡、直営方式、こういった方式がいいのかといった議論は展開させていただいてございます。その中で、PFI以外の方法、例えば民間譲渡でございますとか、引き続き自治体による直営といったところを選択していると承知してございます。

そういった意味で、公営水力事業でございますけれども、一般のいわゆる公営事業とは少し違っていて、まさに資料にも書いていただいておりますが、40年～50年たっている設備ということでございまして、逆に申し上げますと減価償却が既に終わっていて、設備更新の課題は当然でございますけれども、公営事業の中では比較的優良な資産と承知してございます。

そういった観点で地方自治体の方々と、こと水力の観点だけで意見交換をいたしますと、むしろ貴重なパブリックが所有している資源と捉えているというお声もいただいております。まさにそういった資源を今後どう有効に活用していくのかという観点が大事だとも聞いてございます。

そういった意味で、それぞれ地域の実情に応じた形の経営方式が最も望ましいと理解してございます。その一つの手法としてこのPFIを捉えているということでございます。そういった意味で、実際に例えば鳥取県におきましてはそういった方向がベストだという形で選択をしてきているということでございます。

そういったグッドな例をしっかり横展開できるような仕組みは我々のほうでもしっかり講じていきたいと思っております。具体的には、いろいろな説明会とか勉強会といったものも日々開催してございます。それらをしっかり取り上げつつ、こういったものも一つの選択肢として加えていただき、よりよい持続可能な水力発電事業を展開していただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員、お願いします。

○川本構成員 今回の点についてなのですが、民でやるべきか官がやるべきか、どうかという点です。私は発電の事業を公的な主体がやり続けるというのは、やはり時代的には古くなってきているのではないかと考えています。今のお話だと、あまりにもそこら辺についての発想がやや現状維持的に聞こえました。

自治体やることで、設備の更新とか、発電量を無駄なく増やしていくという点において、やはりスピードに欠けてしまうと思います。そこはまさにPFI室と連携して、より高い目標値を将来に向けて設定して、民営化を拡大していくというアプローチで、ぜひお願い

したいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。一応論点表の論点については一通りさらえたかと思えます。

よろしければ、最後に大臣、コメントがありましたらお願いいたします。

○河野大臣 ありがとうございます。

国交省は全体的に前向きな御対応でありがたいと思っております。河川管理者ではあるのですが、再エネの推進者という形で、既存のダムの利用、小水力発電、こうした普及の旗をしっかりと振っていただきたいと思っております。ボリューム感、スケジューラ感について、どこかで検討の途中でも構いませんので、一月後とかその辺で話を聞かせていただけたらと思っております。

また、バックアロケーションについてもしっかりと周知するところなどがあると思しますので、大きな話になってくるのかと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、水循環本部は、総理の方針の下、野心的な目標設定が必要になってくるのだらうと思えます。農業用水と上水道については何らかの数値目標があると思えますけれども、やはり総理の非常に大きな方針転換がありましたので、少なくとも倍増とか、相当大的な、野心的な目標が必要だらうと思えますし、河川、工業用水、下水道に関してはぜひ大きな目標の設定をお願ひしたいと思っております。

水循環本部の目標の設定、それからロードマップの策定も夏前ぐらいにどこまで行っているのか、話をしっかりと聞かせていただきたいと思えます。

それから、PFIの御議論がございましたが、これは私の下で岡下大臣政務官に担当してもらっておりますので、岡下さんとも今日の話をしっかり共有しながら、PFIのほうも進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○山田参事官 大臣、ありがとうございます。

それでは、残り時間で最後の議題であります「再生可能エネルギー最優先の原則の障害となる規制制度」について取り上げたいと思えます。

まず、資料5を御覧ください。

こちらは、前回のタスクフォースで再生可能エネルギー最優先の原則というものを提言してありまして、その最優先の原則の障害となる規制や制度を一覧表の形にまとめたものでございまして、これは従来のタスクフォースの主張に沿って取りまとめてございます。

1ページの①が系統制約であります。

今まで、タスクフォースではとにかく再エネを建てる立地に関していろいろと議論をしてきたわけです。今日もそういう意味では立地に関するお話が多かったわけですが、実際に建ててもその再生可能エネルギーの電力をつなげない、つないでも運ばせてもらえないということであれば、せつかく再エネを拡大するといっても全く意味のないことにな

りますので、これらの障害になっていることについてどういう規制改革が必要であるかということについて、1ページ、2ページで書いてございます。

3ページ目からは市場の制約ということでありまして、つないで運んでも結局売るところで問題があるのではないかということで、3ページの②は公正な電力市場の整備に向けた向上的措置ということで、主に供給面のところで再エネについて公平な、公正な競争環境が実現できていないのではないかと書いています。

最後の5ページ目の③が、これも同じく市場制約でございますけれども、今度は供給側ではなくて需要側。今までは、需要家は目をつぶってどんな電気か分からずに買っていたわけですが、電源トラッキングが技術的には実現できるようになっている今、需要側もきちんと選ぶことができるようにしようということについての改革の提案を書いてございます。

今日はこのような形で資料を公表させていただきたいと思っております。

委員の方から何か追加で御発言がありましたら、お願いしたいと思います。

高橋委員。

○高橋構成員 ありがとうございます。

今山田参事官から御説明いただいた資料5は各論がずらっと並んでいて、私どもがこれまで提言させていただいたものと。このタスクフォース本番だけではなくて、その裏でも何度もエネ庁さんと様々な議論をさせていただいて、それは大変感謝しておりますが、前回のタスクフォースの意見書で三原則というのを改めて提言させていただきました背景には、認識の違いが大きく横たわっているのかなということでございます。

私どもは再エネの規制の総点検のタスクフォースですから、まず一つは再エネ、もう一つは規制をどう適正化するかという観点からすると、再エネの最優先の原則というものを1か月前に申し上げさせてもらったのですが、なかなか真の意味で再エネが最優先にはなっていないのではないかと強く感じております。

もちろん、脱炭素化の方法は幾つかあるわけですが、やはりまずは再生可能エネルギーが最も現実的な解であって、菅総理も再エネがまず優先ですということをおっしゃっているわけですから、これまでなかなか入れなかった再エネが入るような市場の制度及び系統運用ルールにするというのが私どもの主張で、先ほどの資料5の表だったわけですが、なかなか接続において先着優先にならないとか、過大な系統増強費用が要求されるとか、ノンファーム接続も始まりましたが、まだ完全なメリットがない。あるいは、出力抑制の給電順位において、水力とかは第一になっていますけれども、なかなか太陽光、風力は第一になっていない。

それに対して、では抑制するのならば補償したらどうですかと。あるいは、抑制をされない、優先される電源のほうに費用負担をしてもらったかどうかということも提言を申し上げてきましたので、やはり再エネが最優先であるということを実原則としてはっきりさせたほうがいいのではないかとことです。

再エネが最優先であるということは、当然第三の原則、すなわち公正な競争環境を整備する。これが私どものタスクフォースの2つ目の大きなミッションですけれども、ここもずっと議論させていただいてきましたが、容量市場の問題ばかり、価格高騰の問題ばかり、再エネの事業者あるいは新規事業者が公正に闘えるような条件にまだまだなっていない。どうしても既存事業者が強いのは当たり前ですから、やはりそういう新規事業者を一定程度優遇して、競争を起こすということを徹底する。

このようにしてくると、やはり変動性再エネが主力化していきますので、ベースロードよりも柔軟性を重視するというのが欧州、最先端の常識になってきていますので、ベースロードにも補助金を与えるとか、老朽にも補助が行くというのは原則に反するのではないかということを感じております。

1か月前にああいう提言を出しまして、エネ庁さんのほうも今お忙しいところもあって、公の場でしっかりした議論ができていないという環境でございますので、改めて6月でもこの再エネ最優先の原則及び合計3つ申し上げたわけですけれども、改めて時間を取って議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最後に大臣、この議題についても一言お願いしたいと思います。

○河野大臣 ありがとうございます。

最後の課題につきましては、今話もありましたけれども、再エネ導入最大限と言いながら、実際の系統のところ、あるいは市場で、そうっていないのではないかと思います。

G7のサミット前には何らかの数字が出てくるでしょうから、その前にこのタスクフォースでしっかりと議論させていただきたいと思います。総理がこれだけ内外に大きな政策転換をおっしゃっているわけですから、それを実現するための再エネの最大限の導入というのはしっかりと現実の裏打ちがあるものでなければならぬと思いますので、それをきっちり内外に示せるようにしていきたいと思います。よろしく願いします。

また、今日は関係の皆さん、大勢お集まりいただきまして、積極的な御議論をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いします。

ありがとうございました。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて、今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。